

議事日程第 5 号

平成 23 年 3 月 17 日 (木)

第 1 議案上程 (議案第 5 号から第 54 号まで)

委員長報告 (総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第 1 は議事日程に同じ

第 2 議会案上程 (議会案第 8 号及び第 9 号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第 3 継続審査事件の承認

第 4 議案上程 (議案第 55 号から第 57 号まで)

提案理由の説明 (市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 5 議案上程 (議案第 58 号から第 62 号まで)

提案理由の説明 (市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第 6 議案上程 (議案第 63 号)

提案理由の説明 (市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

出席議員 (19 人)

1 番 三 浦 桂 寿	2 番 佐 藤 誠	3 番 畠 山 富 勝
4 番 船 橋 金 弘	5 番 三 浦 利 通	6 番 佐 藤 巳 次 郎
7 番 吉 田 直 儀	8 番 中 田 敏 彦	9 番 蓬 田 信 昭
10 番 安 田 健 次 郎	11 番 米 谷 勝	12 番 高 野 寛 志
13 番 古 仲 清 紀	14 番 土 井 文 彦	15 番 小 松 穂 積
16 番 中 田 謙 三	17 番 戸 部 幸 晴	19 番 笹 川 圭 光
20 番 吉 田 清 孝		

欠席議員 (なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主任	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	戸部秀悦
産業建設部長	鈴木剛	企業局長	豊沢正
企画政策課長	山本春司	総務課長	武田英昭
財政課長	加藤謙一	税務課長	三浦喜光
市民生活課長	加藤透	環境防災課長	齊藤豊
子育て支援課長	天野綾子	福祉事務所長	杉山武
農林水産課長	伊藤敦	観光商工課長	田原剛美
建設課長	渡辺敏秀	下水道課長	三浦源蔵
病院事務局長	船木道晴	会計管理者	加藤久夫
学校教育課長	西村隆	生涯学習課長	三浦進
スポーツ振興課長	伊藤岩男	農委事務局長	高橋郁雄
企業局管理課長	船木吉彰	選管事務局長	(総務課長兼任)

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、このたびの東北地方太平洋沖巨大地震により被災され亡くなられました皆様に対しまして、謹んで哀悼の意を表し、黙祷をもってご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

ご起立願います。黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（吉田清孝君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

被災されました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、各地の一日も早い復旧及び復興をお祈り申し上げます。

男鹿市議会として、災害義援金25万円を市議会議長会を通してお送りいたしますので、ご報告させていただきます。

さらに、議事に入る前に市長より発言の申し出がありますので、これを許します。
渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしましてご報告申し上げます。

3月11日午後2時46分ころ、岩手県三陸沖などを震源域とする、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。宮城県北部では震度7を観測し、直後に発生した大津波や福島第一原発での爆発事故と放射能漏れなどにより、岩手県、宮城県、福島県などの沿岸に未曾有の被害が発生しております。震災の被害に遭われた方々に対しましては、謹んでお見舞いを申し上げます。

市では、被災地の方々に積極的に支援してまいります。

これまで、3月15日に緊急消防援助隊の出動にあわせ、毛布やカセットコンロなどの救援物資を宮古市にお届けいたしました。また、同日より、福祉事務所、若美総合支所及び各出張所を窓口とし、被災者への義援金や救援物資の申し出を受け付けております。

また、被害に遭われた方々を国民宿舎おが、若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝承館の3施設で、150人受け入れることとしております。

また、福島原発の事故に伴う避難者については、サンワーク男鹿に150人受け入れることとしております。

ガス、水道の復旧につきましては、現地より要請があり次第、職員を派遣する旨、回答したところであります。

今回の震災では、本市においても震度3を観測し、本県沿岸にも津波注意報が発令されたことから、3月11日午後3時15分に災害対策警戒部を設置しております。翌12日午前4時47分には、秋田県沖を震源とする地震が発生し、本市では震度4を観測いたしました。

災害対策警戒部では、市職員が連日警戒に当たり、広報車や防災行政無線で市民に災害情報をお知らせし、建物、道路、ガス、水道や土砂崩れなどの被害状況を調査しております。

この結果、羽立地区の下水道敷きの歩道陥没と、これに伴う漏水、ガス漏れ、保健福祉センターの建物の一部破損などがありました。

被害額については、概算で、下水道関係が5千540万円、保健福祉センター関係が40万円、水道関係が30万円、ガス関係が20万円などとなっております。

また、船川小沢田地区など192戸で断水したため、給水パックで対応いたしましたが、3月13日午後2時30分までには復旧いたしました。

なお、本市では、今回の震災に伴う人的被害はなかったものであります。

公共交通につきましては、JR男鹿線は3月15日より運転を再開しております。

市内を運行している路線バスは、燃料不足のため、昨日より減便し、土日・祝日ダイヤで運行しております。

地震発生直後は市内全域で停電しておりましたが、3月12日午後8時10分には全面復旧しております。

災害対策警戒部では、3月12日には市内9カ所に避難所を設置し、5人の方が自主避難いたしましたが、停電が復旧したことにより、翌日午前6時までに全員帰宅しております。

東北電力によれば、電力の安定供給確保のため、計画停電の実施を予定しております。

市では、被害の甚大さと被害に遭われた方々の心痛をおもんばかり、3月19日に

予定しておりました市の記念日を中止することといたしました。

また、寒風山山焼きにつきましては、被災者への支援や余震が発生した場合の対応が必要なことから、災害対策警戒部の設置が長期化することが予想されるため、ことは中止いたします。

なお、諸般の報告でも申し上げました男鹿みなと市民病院についてであります。本年4月から、秋田市在住の40代の医師が当院の常勤内科医として勤務していただくことに決まりました。これにより、常勤医が11名体制となるものであります。

さらに、秋田大学医学部附属病院の医師が3月から引き続き3カ月間、当院で臨床研修することに加え、東京大学医学部附属病院の医師が4月から来年2月まで11カ月間、継続して当院で臨床研修することが決まっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第5号から第54号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第5号から第54号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第13号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、県人事委員会の勧告に準じて、月60時間を超える時間外勤務の積算基礎に、日曜日またはこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、来年度から実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、時間外勤務60時間を超えている勤務の現状について質疑があり、当局から、平成22年度における時間外勤務の実績から、特に選挙事務において超過していたものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、振替休暇との相互関係について質疑があり、当局から、当該職員が日曜日等の勤務を平日への振替休暇を取得しなかった場合は、月60時間を超えた時間外に対し、100分の150の割合で時間外を支給するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号男鹿市物品調達基金条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、物品の購入を効率的に行うため設置した男鹿市物品調達基金について、所期の目的を達したことから、廃止するものであります。

委員より、第1点として、基金を廃止する考え方について質疑があり、当局から、これまで物品調達基金により物品を購入してきたものであるが、基金への振りかえや業者への支払事務が非効率であったことから、事務の改善が検討されてきたところである。このことから、共通事務用品予算を一元化に管理することで、物品の購入事務の効率化が図られるため、基金を廃止するものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、物品購入契約のあり方について質疑があり、当局から、これまでと同様に市内取扱業者から物品ごとに見積書を徴取し、最低価格業者と単価契約を行い、購入するものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、市内量販店からの契約購入について質疑があり、当局から、市内ホームセンターについては契約業者でないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市住民生活に光をそそぐ基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、住民生活に光をそそぐ交付金の追加配分があることに伴い、基金積立額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、第1点として、基金に積み立てしなければならない考え方について質疑があり、当局から、当該基金の設置条例は本年1月臨時会において可決され、読書活動支援事業及び自殺予防事業に要する経費として760万円を積み立てしたものであ

る。今回、同事業に対し、それぞれ新たに交付金の追加配分が行われたものであるが、国では、ソフト事業である自殺予防については、平成23年度と24年度の2カ年での事業実施としている。このことから、自殺予防事業への充当財源とするために基金増額が必要となる。また、基金積み立てしない場合は、交付金が交付されなくなるものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、基金増額分にかかわる事業計画について質疑があり、当局から、基金増額分にかかわる事業計画について、新たな事業計画を策定するものではなく、さきに措置された基金積み立て分とあわせて中で事業展開を図りたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、意見として、事業実施に当たっては、今までの反省や実績を踏まえ、より効果の上がるものとするために関係各課で議論をしながら進めてもらいたいとの発言があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号若美南部地区運動広場の指定管理者の指定についてから議案第35号野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定についてであります。

本16議案件は、若美南部地区運動広場及び福川地区運動広場、並びに、わかみふれあい創明館及びわかみふれあい創明館横長根分館、潟端地区集会施設等14施設について、指定管理者として、それぞれの各地区町内会を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

委員より、第1点として、指定管理期間設定の考え方について質疑があり、当局から、指定管理期間の設定については、起債償還が満了する年度にあわせ設定しているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、指定管理期間を1年としている理由について質疑があり、当局から、平成23年度は指定管理者として指定し、平成24年度から施設を譲渡したいという考え方であるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、施設の受け入れ見通しについて質疑があり、当局から、指定期間1年の町内会に対しては、平成23年度、無償譲渡に向け協議を重ねてまいりたいと

の答弁があったのであります。

第2点として、無償譲渡に向けての考え方について質疑があり、当局から、公の施設を建設する際、活用した補助事業の制度上における規制が解けた時点、もしくは起債の償還が終了する時点に、関係町内会と譲渡に向けた協議の場を持ちながら対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本16件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号男鹿市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本議案は、男鹿市過疎地域自立促進計画において、ブロードバンド回線網の整備促進について、市単独事業で整備を図ることに変更するものであります。

委員より、市単独事業で整備するに至った経緯等について質疑があり、当局から、光通信網の整備については、これまで脇本、船越及び船川地区の一部について通信事業者が整備してきたものであり、その時点においては、他の地域についても民間業者からの整備を促進していく考えでいたるところである。しかしながら、通信事業者から、市で市内全域を整備する考えがあるのであれば、北浦、男鹿中及び若美地区についても整備することは可能であるとの提案を受け、財源等とあわせ、その方向性について協議・検討を行ってきた結果、市の整備分については事業財源を過疎債として推進したいことから、本定例会において本市過疎計画の変更をお願いするものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第37号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

本議案は、北秋田市上小阿仁村病院組合が平成23年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を変更するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第38号公有財産の無償譲渡について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、市有財産のうち、公民館旧安全寺分館の建物151.73平方メートルを安全寺部落会に無償譲渡するものであります。

本案について、当局から、本施設は旧安全寺小学校で昭和62年の学校統合条件により北浦公民館分館となったもので、一部を保育園と安全寺地区集会所として利用されてきた。しかし、分館の老朽化に伴い、窓のゆがみのほか、集会室や廊下などの床が沈下し危険となったことから、平成20年に安全寺地区から分館改築の陳情書が提出されたものである。このことから、老朽化部分を解体し、利用可能な部分を集会所として改築しており、このたび普通財産に所管がえした後、平成23年4月1日より建物を安全寺地区に無償譲渡するものであるとの説明があったのであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第16号男鹿市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市営住宅内子第三団地に建設中の公営住宅4戸について、設置及び駐車場料金を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、市営住宅として新たな団地を形成する場合の条例改正の仕方について質疑があり、当局から、市営住宅の条例を制定するときは、場所、名称等を定めないと条例が成り立たないことから、「地内」という形で規定することとなるが、それ以降の団地の地番については、その団地が完成したときに条例の一部改正を

して定めるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船越字内子地内に建設中の単独住宅の位置を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市単独子育て市営住宅条例の制定についてであります。

本議案は、市内の子育て世帯の定住促進と市の活性化に資することを目的として、男鹿市単独子育て市営住宅を設置するため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、第1点として、単独子育て市営住宅事業を実施する根拠について質疑があり、当局より、単独子育て市営住宅は男鹿市総合計画後期基本計画において単独住宅建設事業として計画されているものであり、市外向けと市内向けの両面からの定住対策として実施するものである。また、補助事業である公営住宅では、市外向けや市内向けなど入居者に条件をつけることができないため、単独事業として実施するものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、単独子育て市営住宅の建設場所として、条例に金川字姫ヶ沢地内となっているが、その土地の境界について質疑があり、当局より、単独子育て市営住宅の建設場所は二地番あるが、幸い、周りはすべて市の所有地であり、隣接者との問題もないものであるとの答弁があったのであります。

第3点として、平成23年度は船川地区に市内向け単独子育て市営住宅3戸、市外向け単独市営住宅3戸を建設するということだが、過疎地域自立促進計画では市外向け単独市営住宅を内子に7戸建設することとしている。手順として、過疎計画を変更してから船川地区に建設すべきでないかとの質疑があり、当局より、市内向けの単独子育て市営住宅の建設は、子育て世帯の市外への流出を食い止めることも大きな目的であり、特に船川地区は、ここ10年間で104世帯の減、人口にして1,641人の減と減少が続いており、人口減少が著しい船川地区に一人でも人口をふやし、にぎわいにつなげたい考えである。また、さきの議会で、若者の減少が続く地域に建設せ

ずに、どうして人の集まる船越への建設なのかとのご意見をいただいた経緯もある。また、船越地区では民間による住宅の建設も多いが、船川地区は極めて少ない状況であることなどから、船川地区に建設するものである。なお、内子地区の残り4戸の建設については、マスタープランに位置づけしながら平成24年度以降、建設することとしているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、船川地区に建設するにしても過疎計画を変更して手順を踏む必要があるのではないか。計画に基づいて事業を進めるのが基本でないかとの質疑があり、当局より、過疎計画の変更については検討させていただきたいとの答弁があったのであります。

第4点として、市内向けの単独子育て市営住宅は、本条例案のとおり船川地区に建設するにしても市外向け単独市営住宅の3戸は過疎計画どおり内子に建設する考えはないかとの質疑があり、当局より、このたびの単独市営住宅については、船川地区の人口減少対策と定住促進などを目的に市内向け、市外向けとも船川地区に建設するというので、一般質問等で説明いたしているものであり、ご理解いただきたい。また、内子への建設については、今後、マスタープランに位置づけして建設いたしたいとの答弁があったのであります。

なお、副市長より委員会への出席申し出があり、出席が許可されたのであります。

副市長より、市外向けの単独市営住宅の建設については、2月15日の産業建設委員会協議会において十分な説明をしないまま予算計上となってしまったことをおわびする。予算執行については、議会等と十分に協議しながら進めてまいる考えであるとの発言があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号男鹿市下水道事業特別会計への繰入れについてから議案第41号男鹿市漁業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件についてであります。

本3件は、平成23年度男鹿市一般会計から平成23年度男鹿市下水道事業特別会計へ6億円以内を、平成23年度男鹿市一般会計から平成23年度男鹿市農業集落排水特別会計へ5千800万円以内を、平成23年度男鹿市一般会計から平成23年度

男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ6千500万円以内を繰り入れするものであり、一括上程、一括審査いたしたものであります。

本3件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号市道の廃止及び議案第43号市道の認定についての2件についてであります。

本2件は、開発行為に伴い、内子4号線、延長119メートルの市道を廃止するとともに、内子4号線など5路線、延長369メートルを市道に認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第5号から第12号まで及び第44号から第54号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る8日開会し、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

最初に、補正関係について申し上げますと、第1点として、道路橋りょう費において、除排雪に係る専決処分を行っているが、除雪車の稼働実態及び専決後の除雪費支出状況について。

第2点として、市単独運行バス使用料が減額されている。その実態とあわせ、今後の利用者増への対応策について。

第3点として、男鹿森林組合への出資金について、その出資内容とメリットについて。

第4点として、農業委員会費における農地基本台帳システム整備業務の進捗状況とあわせ、農地流動化利用促進事業の事業内容について。

第5点として、「マル男」制度である男鹿市中小企業振興資金保証料補助金の減額内容とあわせ、同制度の利用状況について。

第6点として、介護保険特別会計における保険給付費の減額内容とあわせ、同会計の決算見通し及び介護施設の入所状況について。

次に、新年度関係の質疑について申し上げますと、第1点として、単独子育て市営住宅を船川地区に建設することとしたその経緯とあわせ、条例上、位置を「地内」としている考え方について。

第2点として、情報通信基盤を活かした地域活性化の展開を図るため、市内の光ファイバー未整備地域を整備するとしている、そのメリットと費用対効果について。

第3点として、船川港築港100周年記念事業の具体的事業内容と経済効果及び担当職員の配置について。

第4点として、男鹿水族館G A Oにおける近年の入館者入り込み状況及びクルミ効果と、今後の市の対応方について。

第5点として、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員等、行政委員会委員の人選に当たっての考え方について。

第6点として、地籍調査において、新年度の調査計画区域と今後の調査見通しについて。

第7点として、男鹿みなと市民病院における人工透析センターの今後の患者見通しと不良債務解消に向けての取り組みについて。さらに、当院の不良債務解消策として、財政調整基金を充当し解消することへの考え方とあわせ、累積欠損金の実態からする監査委員としての見解について。

第8点として、重度身体障害者通院移送費給付事業における人工透析患者への交通費支援に対する具体的内容について。

第9点として、粗大ごみ有料化の理由として減量化を推進するためとしているが、有料化にとらわれない減量への議論をされたのか。また、関連する予算計上額の積算根拠について。

第10点として、税の公平性の観点から、国保税の滞納整理の実態とそのあり方について。

第11点として、平成23年度主要施策における男鹿産農産物生産拡大等支援事業

及びおが減農薬米栽培実証事業など、一連の農業施策の今後の展開とその事業内容について。

第12点として、なたね栽培に係る水田活用の所得補償交付金の産地資金及び政策転換対応型農業支援事業の進捗状況について。

第13点として、男鹿市水洗便所改造資金融資あっせん期間の延長に対する考え方について。

第14点として、男鹿地区消防一部事務組合への負担金に係るその経緯と消防広域化への今後の見通しと現状、さらに広域化できない場合のペナルティーの有無について。

第15点として、消防費における小型動力ポンプ及び積載車の配置状況と今後の配置計画について。

第16点として、子育て応援米において未申請者の実態をどうとらえておるのか。また、その対応について。

第17点として、光通信網への加入促進方とあわせ、加入者が少ない場合のペナルティーについて。

第18点として、機構改革において、環境と防災に係る統廃合について、職務遂行上、支障はないのか。その考え方について。

第19点として、粗大ごみの有料化に伴い不法投棄の増が懸念されるが、回収できない粗大ごみの回収に対する考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第5号から第12号まで及び第44号から第54号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。10番安田健次郎君

【10番 安田健次郎君 登壇】

○10番(安田健次郎君) 私からは、議案第44号の平成23年度男鹿市一般会計予算についての採決に当たり、反対の立場から討論をさせていただきます。

その第1の理由は、去年の有料化実施に伴う条例案に対して、市民負担増や地区の問題、そして説明責任のあり方などを指摘して反対したとおり、今の実施要綱を見ましたり、座談会の説明のあり方が全く事後承諾になったことが明らかになったと思っています。

第2には、今回の予算のあり方として、平成21年度の粗大ごみの収集委託料は391トンで860万9千円であったものが、今回の実施に伴う委託料は約65パーセントの減と試算しても850万円であり、市民負担分の見込みで証紙代775万2千円だとすると、市の取り扱い部分が、およそ全額無料化より多く税が投入されています。しかも、その他の経費270万円をプラスすると、およそ1千120万円となり、市民の証紙見込みをあわせると負担分約1千万円以上が業者に回ることになります。しかも、これからカメラの設置や不法投棄の増員などを考えると、税に対する使い方に大きな疑問が生じることが明らかになりました。

第3点に、確かに高齢者や不心得者の方への対応などは一理ありますけれども、今までのコミュニティ中心の対応や徹底した減量化対策などを強化するなどの手立ての検討も必要であったのではないかと思います。

以上の理由を申し上げましたが、今回の本予算は市民優先の施策なども数多くあり、すべてを否定するつもりは毛頭ありませんが、たとえ一部であっても反市民的な施策を許すことができないと考えます。

よって、以上、反対討論といたしますが、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

ただいま討論がございました議案第44号平成23年度男鹿市一般会計予算について、採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田清孝君) 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号から第43号まで及び第45号から第54号までを一括して採決いたします。

本49件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本49件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号から第43号まで及び第45号から第54号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第8号及び第9号が提出されました。この際、本2件を一括して日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議会案第8号及び第9号を一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議会案第8号及び第9号を一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第 8 号 最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書

議会案第 9 号 労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本 2 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本 2 件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第 8 号及び第 9 号を一括して採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第 8 号及び第 9 号は原案のとおり可決されました。

最低賃金の大幅引き上げと、中小企業支援の拡充を求める意見書

働いても貧困から抜け出せない「ワーキング・プア（働く貧困層）」の増加が社会問題となっています。年収 200 万円以下の労働者数は 2009 年には 1099 万人と、5 年前よりも 120 万人も増えています。（国税庁調査・民間）。自営業者でも 14% に当たる 172 万人世帯が貧困生活を送っているとの推計もあります。生活保護受給世帯は 130 万を超え、貧困は歯止めのない広がりを見せています。そのこと

が内需を冷え込ませ、地域の商店街の衰退や中小企業の経営難を招き、失業を増やし、少子化を進め、社会の根幹を揺るがせています。

貧困と不況から決別するには、賃金の底上げ政策が不可欠であります。最低賃金の大幅引き上げは、消費購買力を向上させ、暮らしの改善と地域経済の活性化をもたらします。このことは労使双方に認識され、2010年夏には政府の立会いのもと、労働者代表委員と財界代表が最低賃金の引き上げに合意しています。日本以外の先進諸国では最低賃金に地域格差をつけず、全国一律の水準に設定することが一般的で、そのことが不況の中での消費の急減を止めています。日本の最低賃金もそうした制度へと発展させることが望まれます。同時に、最低賃金の引き上げには経済効果が上がるまでのコスト負担が、中小企業に及ぼす影響について十分に配慮することが必要です。政府は、中小企業予算の増加と支援策の拡充、公正取引確立に向けた中小下請け企業関連の法改正や運用改善を大胆に進めるべきです。これらのことは与野党問わず公約に掲げられ、「ワーキング・プアは放置できない」と明言し、さらには中小企業対策の重要性が指摘されています。

以上を踏まえ、下記事項につきまして地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 地域最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度確立に向け、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 最低賃金の引き上げが進むよう、中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに中小零細企業者の生活支援策を十分に講じること。

平成23年3月17日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 菅 直人 様

労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める意見書

「年越し派遣村」から丸2年が経過しましたが、派遣・非正規雇用労働者の解雇、雇い止めは30万人を突破し、高校生・大学生における『新就職氷河期』など、深刻な雇用情勢が続いています。失業期間が長引き、蓄えも底をついて住居喪失や生活困窮に陥る事例も後を絶ちません。

内需を拡大し、日本経済を立て直すためにも、雇用破壊の現状を変えることが切実な課題であり、その第一歩が労働者派遣法の抜本改正です。また、ますます常用代替となり、雇いを不安定化させている有期雇用契約の規制が必要です。

しかし、昨年の通常国会に政府改正案が提出されたにもかかわらず、ほとんど審議されない状態となっております。早期に審議入りし、派遣労働者の切実な声や実態に基づく議論を尽くし、より良い改正を実現することなど、安定した良質な雇用を取り戻す法改正が強く求められています。

以上を踏まえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 労働者派遣法の改正については、登録型派遣・製造業派遣の全面禁止、違法派遣等の場合は、派遣先企業への直接・期限の定めのない雇用の義務付け、派遣先労働者との『均等待遇』原則の義務付け、専門業務の場合は真に「高度かつ専門的業務への限定」など、労働者派遣の実態を真に改善できる改正内容とすること。
- 2 雇用破壊の現状を踏まえ、安定した良質な雇用を実現するため、「期間の定めのない直接雇用」と「均等待遇」を原則とした労働法制の見直しを進めること。

平成23年3月17日

内閣総理大臣 菅 直人 様

厚生労働大臣 細川律夫 様

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 継続審査事件の承認

○議長（吉田清孝君） 日程第3、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成24年3月定例会まで閉会中の継続審査にしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事項の審査及び調査は、平成24年3月定例会まで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第55号から第57号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括

して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第55号から第57号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第55号から第57号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第55号 平成22年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について

議案第56号 平成22年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

議案第57号 平成22年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第55号から議案第57号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本3件の補正予算は、東北地方太平洋沖地震に伴う下水道施設等の被害復旧のための経費を措置したものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の説明を求めます。

議案第55号について、佐藤総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からは、議案第55号平成22年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ490万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ166億9千810万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較いたしますと9.7パーセントの増となっております。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正は第2表によって、それぞれご説明を申し上げます。

次に、3ページをお開き願います。

第1表は歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。まず歳入であります。6款地方消費税交付金を490万円追加するものであります。

以上の結果、歳入合計は490万円を追加し、予算の総額を166億9千810万円といたすものであります。

これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源73.4パーセント、特定財源26.6パーセントであります。

次に、4ページをお開き願います。

歳出であります。6款農林水産業費3項水産業費は100万9千円の追加で、漁業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

8款土木費4項都市計画費は389万1千円の追加で、下水道事業特別会計への繰出金であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様490万円を追加し、予算の総額を166億9千810万円といたすものであります。

これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費60.6パーセント、投資的経費10.6パーセント、その他の経費28.8パーセントであります。

5ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費の追加であります。

地震の影響により工事資材等が入手困難となったことによるもので、4款衛生費2項清掃費、一般廃棄物最終処分場法面改修工事費は551万6千円。

8款土木費2項道路橋りょう費、道路補修工事費は333万4千円。同じく社会資本整備総合交付金事業費は5千202万円。同じく道路舗装改良事業費は267万8千円。

10款教育費5項社会教育費、男鹿市民文化会館リハーサル室等内装改修工事費は

167万5千円。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、現年公共土木施設災害復旧事業費は3千276万7千円について、予算繰越措置をいたすものであります。

以上をもちまして、議案第55号一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案第56号及び第57号について、鈴木産業建設部長の説明を求めます。鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木剛君 登壇】

○産業建設部長（鈴木剛君） 私からは、議案第56号及び57号の下水道課に係る特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

本補正予算は、3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う停電により、マンホールからの汚水流出防止のためのバキューム車、発動発電機などの使用料及び賃借料や、下水道管路敷きの陥没箇所の応急復旧工事などを措置したものであります。

まず、議案第56号平成22年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ389万1千円を追加し、補正後の予算総額を17億6千894万6千円とするものであります。

当該区分ごとの金額等につきましては、第1表でご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第1表は歳入歳出補正予算であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。4款繰入金は389万1千円の追加は、1項繰入金で、一般会計からの繰入金であります。

以上の結果、歳入合計は389万1千円を追加し、予算の総額を17億6千894万6千円といたすものであります。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は389万1千円の追加で、停電によりマンホールからの汚水流出防止のためのバキューム車、発動発電機などの使

用料及び賃借料や、下水道管路敷きの陥没箇所の応急復旧工事などが主なものであります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 3 8 9 万 1 千円を追加し、予算の総額を 1 7 億 6 千 8 9 4 万 6 千円といたすものであります。

以上で、議案第 5 6 号男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）の説明を終えさせていただきます。

次に、議案第 5 7 号平成 2 2 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

恐れ入りますが 1 ページをお願いいたします。

まず、条文の第 1 条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 0 万 9 千円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 3 千 3 3 4 万 7 千円とするものであります。

当該区分ごとの金額等につきましては、第 1 表でご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第 1 表は歳入歳出補正予算であります、補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。4 款繰入金は 1 0 0 万 9 千円の追加は、1 項繰入金で、一般会計からの繰入金であります。

以上の結果、歳入合計は 1 0 0 万 9 千円を追加し、予算の総額を 1 億 3 千 3 3 4 万 7 千円といたすものであります。

4 ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

1 款漁業集落排水費 1 項漁業集落排水費は 1 0 0 万 9 千円の追加で、停電によりマンホールからの汚水流出防止のためのバキューム車などの使用料及び賃借料などが主なものであります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様 1 0 0 万 9 千円を追加し、予算の総額を 1 億 3 千 3 3 4 万 7 千円といたすものであります。

以上で、議案第 5 7 号男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終えさせていただきますが、よろしくご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1 5 番小松穂積君

○15番（小松穂積君） 今の予算のことで、ちょっとお伺いたします。

市長の報告では、被害の状況について、下水道関係で5千5百いくらか、その他についてのご報告がありましたけれども、今の予算補正では、そこまでは充足してないように私思います。したがって、この理由。今、産業建設部長の説明だと、緊急応急的な措置、バキューム云々とかというのがたぶんそのことだろうと思うんですが、被害のあった部分の復旧費がこれで足りるのかどうかということがまず一つ。

それからですね、この後の措置がどうなるのかもあわせてお願いします。

災害でありますから、これ迅速な対応というのは、これは結構なことでありますけれども、その辺、報告された部分についての対応が今後どうされていくのかということがちょっと心配になりましたので、お尋ねしているところであります。

それから予算補正であります、財源が地方消費税交付金を充てるということでありまして、今、490万円でいいわけですが、これがまたすぐ何か起きた場合にですね、こういう財源というのはすぐ、この地方消費税交付金、これがすぐ求めることができるのか。ちょっと、全部、国庫の、国・県の歳入が確定していないので、たぶん見積もりで私はやっていると思うんですが、できればですね、この後、このお金は年度末までにはどのぐらいまだ見込めるのかですね、あったらお伺いしたいと思います。

つまり財源に余裕といいましょうか、交付税等の最終的な金額の定まるのは五月末だと思うんですが、先ほど補正予算の方もですね、先ほど決めたんですよ。したがって、3月の1日には上程なされましたけれども、そういう財源というのはいっぱいあるんだなというふうに見た方がいいのか、こういう災害のときはこういう対応をせざるを得ない、あるいはするんだということなのか。私は、財源ですから積立金もあるわけですから、そういうのを取り崩してこういうのに充てるのも一つの方策かなというふうな思いをしております。

一方、また災害でありますから、この措置をすることによって、たぶん国からの後ほど交付金の形で手当てをされるのかなというふうには思いますけれども、その辺のしかけ、仕組みについてお知らせ願います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） お答えいたします。

今回、490万円補正いたしました部分につきましては、今回の災害において3月末までの支払い部分でございます。先ほど市長が申しあげました被害、例えば下水道5千5百数万円については、これは本工事、仮に本復旧をした場合の金額等でございますので、これはこれからということでございます。

あと、今後、被災された方への部分の対応について、これは今回の補正予算には含まれてございませんので、今後その状況によって、あるいは専決処分などの対応をいたしたいというふうに考えてございます。

あと、今回、地方消費税交付金の件は、これは交付見込みでございます。今後その財源が少なくなった等の場合については、今ある財政調整基金等での対応も視野に入れているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） 大体わかりましたけれども、この後、本復旧に向けては、この後の工事というふうなことで、この形でいくと、たぶん23年度の予算にかかわるものというふうに理解いたします。

今、災害部分でありますから専決処分というのがいいのかもしれないけれども、もう一つは同じ災害といってもですね、ただいま部長が後段の方に申しあげました救難者の受け入れの関係についても、当然、これ男鹿市としても財政負担もしなければいけないだろうし、あるいはまた、民間のボランティア等のご協力もいただかなければなりません。そういうふうな対応については、お金もさることながら、やっぱりそういう対応については専決処分というわけにはいかないわけですから、議会全員協議会などそういうのを開きながらですね、あるいは予算がそのときつけるのであれば、この後、新たに出てくるのもあるかもしれないけれども、それはやっぱり議会とのやり取りの中で当局としては動くべきじゃないかなというふうなことで、場合によっては臨時議会なども議長の配慮によってあるわけでありまして、そういうことも視野に入れながら、この後のこの大震災に向けての男鹿市としての対応などを考えていかねばならないと思います。その点につきまして、市長から、先ほどお話ありましたけれども、市長及び財政的な措置についてお答えを願いたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 伊藤副市長

【副市長 伊藤正孝君 登壇】

○副市長（伊藤正孝君） 小松議員さんにお答え申し上げます。

先ほど市長からお話しありましたように、被害者を受け付けるという、300人程度受けるわけでございますけれども、これに伴う経費が当然、市単独費で賄わなければならないというようなことがあるわけです。ただ、現時点に、いつから来るのかちょっと確定をしていない状況の中で、ちょっと予算、今回の補正にも入れられなかったわけですが、当然、来週にはそれなりの日付を定めて入ってくると思います。となるとすれば、結構の経費がかさむと思われまますので、当然、議会の方に全協となるのか臨時議会、全協をやりながら専決処分をさせていただくとかというような話になろうかと思っておりますけれども、この後、議会側との調整しながら、そういうような予算の執行について、この後、協議させていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○15番（小松穂積君） ありません。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第55号から第57号までについて、一括して採決いたします。本3件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から第57号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第58号から第62号までが提出されました。この際、本5件を一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第5 議案第58号から第62号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第5、議案第58号から第62号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第58号 教育委員会委員の任命について

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第62号 人権擁護委員の推薦について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第58号から議案第62号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第58号教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、教育委員会委員の目黒恵子氏が本年5月10日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたいというものであります。

次に、議案第59号から議案第61号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本3件は、固定資産評価審査委員会委員の八幡春三氏、渡部景信氏及び諸井秀樹氏の3名が本年5月10日をもって任期満了となりますので、加藤勉氏及び小澤田勝之助氏を新たに選任し、諸井秀樹氏については再任いたしたいというものであります。

次に、議案第62号人権擁護委員の推薦についてであります。

本議案は、人権擁護委員の天野実氏が本年6月30日をもって任期満了となりますので、後任として吉田昌二氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第58号教育委員会委員の任命について採決いたします。目黒恵子氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については同意することに決しました。

次に、議案第59号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。加藤勉氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号については同意することに決しました。

次に、議案第60号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。小澤田勝之助氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号については同意することに決しました。

次に、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。諸井秀樹氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号については同意することに決しました。

次に、議案第62号人権擁護委員の推薦について採決いたします。吉田昌二氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号については異議なしとすることに決しました。

○議長(吉田清孝君) 暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休 憩

午後 3時22分 再 開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第63号が

提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 議案第63号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第6、議案第63号副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第63号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、副市長の伊藤正孝氏が本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第63号副市長の選任について採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を行います。

(議場閉鎖)

○議長(吉田清孝君) ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(吉田清孝君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(吉田清孝君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件を賛成とする諸君は「賛成」、反対とする諸君は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

なお、投票中、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により、反対とみなします。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 三浦桂寿さん	2 番 佐藤誠さん	3 番 畠山富勝さん
4 番 船橋金弘さん	5 番 三浦利通さん	6 番 佐藤巳次郎さん
7 番 吉田直儀さん	8 番 中田敏彦さん	9 番 蓬田信昭さん
10 番 安田健次郎さん	11 番 米谷勝さん	12 番 高野寛志さん
13 番 古仲清紀さん	14 番 土井文彦さん	15 番 小松穂積さん
16 番 中田謙三さん	17 番 戸部幸晴さん	19 番 笹川圭光さん

○議長(吉田清孝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（吉田清孝君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中田敏彦君、船橋金弘君、古仲清紀君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（吉田清孝君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、賛成15票、反対3票です。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第63号副市長の選任については、これに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 3時32分 休 憩

午後 3時32分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど副市長に同意いたしました伊藤正孝君より、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。伊藤正孝君

【伊藤正孝君あいさつのため登壇】

○副市長（伊藤正孝君） ただいまは副市長の選任につきまして、議会の皆様からのご好意によりまして、ご同意を賜りまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

今ここに立ち、改めて責任の重さを痛感いたしておるところでございます。

今後も全力で市長を補佐し、誠心誠意、職務を全うしてまいりますので、どうか皆様からの一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、御礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

なお、男鹿市議会基本条例の制定を主とした議会の諸問題を調査するため、閉会中に会議規則第158条別表で定める、議会全員協議会を開催いたしますので、ご報告いたします。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

これにて3月定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時34分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 小 松 穂 積

議 員 中 田 謙 三